

2026 年診療報酬改定後の当クリニックで算定できる 加算および管理料

初診料	291 点(据え置き)	
再診料	76 点(+1 点)	
外来管理加算	52 点(据え置き)	
発熱患者対応加算	20 点	
情報通信機器を用いた診療に係る基準		オンライン診療可能
外来感染対策向上加算		6 点(月に一回)
年に 2 回の講習会, 訓練, 発熱患者の受け入れ, 公示		
連携強化加算		3 点(月に一回)
個人防護具の備蓄 OASIS 参加		
サーベイランス強化加算		1 点(月に一回)
JANIS に参加		
電子的診療情報連携体制整備加算 2	初診 9 点	再診 2 点(月に一回)
生活習慣病管理加算 II	333 点	
糖尿病 (主病)	歯科医療機関連携強化加算	60 点(年一回)
	眼科医療機関連携強化加算	60 点(年一回)
<u>生活習慣病管理料と同時に算定できる管理料</u>		
悪性腫瘍特異物質治療管理料		
特定薬剤治療管理料(テオフィリン, てんかん薬など)		
二次性骨折予防継続管理料 3 毎月 600 点を 12 か月		
在宅自己注射指導管理料算定可能(糖尿病薬は不可) テリボン自己注射		
特定機能病院等照会患者受入加算 <u>初診に限る 60 点</u>		
ベースアップ評価料		
現在	初診 6 点	再診 2 点
2026 年 6 月から	初診 6+17 点	再診 2+4 点
2027 年 6 月から	初診 6+17+17 点	再診 2+4+4 点

(下線部が 2026 年 6 月から新設)

